



長野県訓令第6号

本庁内部部局
現地機関
労働委員会事務局

職員の勤務成績評定に関する規程（昭和26年長野県訓令第7号）の一部を次のように改正し、平成27年4月1日から施行します。

平成27年3月31日

長野県知事 阿部 守一

第3条第2項中「様式第2号」の次に「から様式第2号の3まで」を加える。

第7条第1項中「及び自己申告書は、」を「は総務部職員キャリア開発センター所長が、自己申告書は」に改め、「(以下この条及び第9条において「人事課長」という。)」を削り、同条第2項中「人事課長」を「総務部職員キャリア開発センター所長」に改める。

第9条ただし書中「人事課長」を「総務部職員キャリア開発センター所長」に改める。

様式第2号を次のように改める。

(様式第2号) (第3条関係)

部局長・地方事務所長用

年度業績評価シート

所属		職名		氏名	
----	--	----	--	----	--

目標と目標達成のための取組		関係部局等との連携 主たる部局等に○	中間期(4月1日～9月30日)		期末期(10月1日～3月31日)	
			目標の達成状況、取組状況、成果、状況変化等	達成点	目標の達成状況、取組状況、成果、状況変化等	達成点
目標				自己		自己
具体的な取組				一次		一次
				二次		二次
参考指標						
目標				自己		自己
具体的な取組				一次		一次
				二次		二次
参考指標						
目標				自己		自己
具体的な取組				一次		一次
				二次		二次
参考指標						
目標				自己		自己
具体的な取組				一次		一次
				二次		二次
参考指標						
			評価者記載欄	一次		一次
			評価者記載欄	二次		二次
				総合評価		総合評価

様式第2号の次に次の様式を加える。

(様式第2号の2)(第3条関係)

所属長・担当部長用 年度 期 業 績 評 価 シ ー ト

期首に記入	評価期間	始期		終期	職名		職員番号	
	所属					氏名		

1 所属課所の組織目標・心構え

組織目標	
心構え	

期末に記入

2 業務目標(2項目以上4項目以内)

番号	目標と目標達成のための取組(どのような方法で、どの水準まで、いつまでに)	ウエイト	
1	目標		
	参考指標		
2	目標		
	参考指標		
3	目標		
	参考指標		
4	目標		
	参考指標		

※ウエイトは、5%単位で合計100%となるよう設定(半角数字)

1 目標に対する評価

自 己 評 価		一次	二次
達成状況、達成に向けた取組状況、状況変化その他特筆すべき事項	達成点	達成点	達成点
参考指標			
参考指標			
参考指標			
参考指標			
※評点=達成点×ウエイト×4 (評点計は達成点の合計ではない)		評点計	

3 上司や組織に望むこと

2 上記以外で組織に貢献できたと考えられる事項

【一次評価者記載欄(期首)】

職名	氏名

※下記の例を参考に加点(最大+5)

- ・緊急度、繁忙度、困難度等の高い業務で成果
- ・担当業務以外で組織上の成果の向上に貢献

本人確認			一次	二次
㊟	総合評価		加点	
			点数合計	

【評価者記載欄(期末)】

一		二	
次	職名	次	職名
	氏名		氏名
	㊟		㊟

(様式第2号の3)(第3条関係)

所属長・担当部長以外の職員用

年度

期業績評価シート

期首に記入

評価期間	始期		終期		職名		職員番号	
所属				係等	氏名			

1 所属課所の組織目標・心構え

組織目標	
心構え	

期末に記入

2 業務目標(2項目以上4項目以内)

番号	業務内容及び達成目標(どのような方法で、どの水準まで、いつまでに)	ウエイト
1	業務内容	
2	業務内容	
3	業務内容	
4	業務内容	

※ウエイトは、5%単位で合計100%となるよう設定(半角数字)

1 目標に対する評価

自己評価		一次	二次
達成状況、達成に向けた取組状況、状況変化その他特筆すべき事項	達成点	達成点	達成点
	評点計		

※評点=達成点×ウエイト×4
(評点計は達成点の合計ではない)

チャレンジ目標	業務内容	

達成状況、達成に向けた取組状況、状況変化その他特筆すべき事項	達成点	加点	加点

3 上司や組織に望むこと

※目標どおり達成できた場合、達成度欄に「○」、加点欄に「0.5」を記入

【一次評価者記載欄(期首)】

職名	氏名

2 上記以外で組織に貢献できたと考えられる事項

※下記の例を参考に加点(最大+5)

- ・緊急度、繁忙度、困難度等の高い業務で成果
- ・担当業務以外で組織上の成果の向上に貢献

本人確認	総合評価	一次	二次
Ⓜ		加点	
		点数合計	

【評価者記載欄(期末)】

一			二
次	職名	氏名	Ⓜ

一			二
次	職名	氏名	Ⓜ

人事課

長野県訓令第7号

本庁内部部局
会計局
現地機関
教育機関
警察署

財務規則第2条に定める所の出納員の任免（昭和39年長野県訓令第28号）の一部を次のように改正し、平成27年4月1日から施行します。

平成27年3月31日

長野県知事 阿部 守一

1中「会計局会計課出納決算係長」を「会計局会計課出納電算係長」に、「千曲川流域下水道建設事務所総務係長」を「千曲川流域下水道事務所総務係長」に改め、2中「東京事務所 自治研修所」を「東京事務所」に、「須坂看護専門学校 木曾看護専門学校」を「須坂看護専門学校」に改める。

人事課

長野県訓令第8号

本庁内部部局
現地機関
労働委員会事務局

職員の研修に関する規程（昭和46年長野県訓令第5号）の一部を次のように改正し、平成27年4月1日から施行します。
平成27年3月31日

長野県知事 阿部 守一

第3条中「自治研修所長（以下「研修所長」を「職員キャリア開発センター所長（以下「所長」に改める。

第5条中「研修所長等」を「実施者」に改める。

第6条中「研修所長」を「所長」に、「2月末日」を「3月末日」に、「研修所研修」を「職員キャリア開発センター研修」に、「し、当該計画書を知事に提出しなければならない」を「するものとする」に改める。

第7条中「研修所長等」を「実施者（所長を除く。）」に、「知事」を「所長」に改め、同条第4号を削り、同条第5号を同条第4号とする。

第8条第1項中「研修所長等」を「実施者」に改め、同条第2項中「研修所長」を「所長」に改める。

第10条中「研修所長が、あらかじめ知事の承認を得て」を「所長が」に改める。

別表の自己啓発の項中「研修所長が」を「所長が」に、「研修所長」を「所長」に改め、同表の職場外研修の項を次のように改める。

職場外研修	職員キャリア開発センター研修	政策研究	職員が県政課題解決のため、高度な知識と理論に裏打ちされた政策力を修得するための研修	所長が実施するものとする。	所長
		能力開発研修	職員が共感力、政策力及び発信力を向上させるための研修		
		キャリア形成研修	職員が職位に応じて必要な共感力、政策力及び発信力を修得するための研修		
		リーダー養成研修	管理監督職員が教育力及び指導力を修得するための研修		
		職場等支援研修	職員が新たな職場等において業務に円滑に従事できるようにするための研修		
		部局専門研修	職員が担当する事務を執行するうえで直接必要な専門的知識及び技能を修得するための研修	本庁部長（これに相当する者を含む。以下「部長」という。）が実施するものとする。	部長

派遣研修	職員が国、他の地方公共団体、民間企業等への派遣による実務経験を通じて知識及び技能を修得するための研修	必要の都度、知事が別に定めるところにより実施するものとする。	別に定めるところによる。
------	--	--------------------------------	--------------

人事課

長野県訓令第9号

本庁内部部局
現地機関

兼務に関する規程（平成20年長野県訓令第12号）の一部を次のように改正し、平成27年4月1日から施行します。

平成27年3月31日

長野県知事 阿部 守一

本則の1の表の1の項中「地域企画係長」を「活力創出係長」に、「勤労者支援係長」を「労働環境係長」に改め、同表の3の項中

「

同	同	地域企画係長	自治研修所講師	—
---	---	--------	---------	---

を

「

同	同	地域企画係長	—	総務部職員キャリア開発センター
---	---	--------	---	-----------------

に、「財務システム係長」を「出納電算係長」に改め、同表

の4の項中「消費生活室」を「暮らし安全・消費生活課」に、

長野消費生活センター次長

を

北信消費生活センター次長

に改め、同表の5の項中「勤労者支

援係長」を「労働環境係長」に改め、同表の9の項中

県民文化部消費生活室

を

県民文化部暮らし安全・消費生活課

に改め、同表の10の項中「自立支援幹」を

「障がい福祉幹」に、「主任自立支援専門員」を「主任福祉専門員」に改め、同表の15の項中

自治研修所講師	—
---------	---

を

「

—	総務部職員キャリア開発センター
---	-----------------

に改め、同表の21の項の次に次のように加える。

22	千曲川流域下水道事務所次長	千曲川流域下水道事務所総務課長	—
----	---------------	-----------------	---

本則の1の表の22の項中「22」を「23」に改め、同表の23の項中「23」を「24」に改め、同表の24の項中「24」を

「25」に改め、同表の25の項中「25」を「26」に改め、同表の26の項中「26」を「27」に改め、同表の27の項中

「27」を「28」に改め、同表の28の項中「28」を「29」に改める。

本則の2の表中

松本消費生活センター 飯田 同 上田 同	県民文化部消費生活室
----------------------------	------------

を

「

中信消費生活センター 南信 同 東信 同	県民文化部くらし安全・消費生活課
----------------------------	------------------

」に改める。

本則の4の表の県民文化部消費生活室の項を次のように改める。

県民文化部くらし安全・消費生活課	相談啓発係	北信消費生活センター
県民文化部こども・家庭課	ひとり親係	子ども支援センター

人事課

長野県訓令第10号

本庁内部部局
現地機関

長野県文書規程（昭和44年長野県訓令第2号）の一部を次のように改正し、平成27年4月1日から施行します。

平成27年3月31日

長野県知事 阿部 守一

第2条第3号中「及び」を「及び職員キャリア開発センター並びに」に改める。

別表第3の1の総務部の項中

「 総務事務課 | 総事 | を 」

「 総務事務課 | 総事 | に改め、
職員キャリア開発センター | 職キ | 」

同1の県民文化部の項中

「 県民協働課消費生活室 | 県協消 | を
県民協働課交通事故相談所 | 県協交 | 」

「 くらし安全・消費生活課 | く消 | に、
くらし安全・消費生活課交通事故相談所 | く消交 | 」

「 こども・家庭課 | こ家 | を 」

「 こども・家庭課 | こ家 | に改め、
こども・家庭課子ども支援センター | こ家支 | 」

同1の林務部の項中

「 森林づくり推進課鳥獣対策・ジビエ振興室 | 森推鳥 | を 」

「 森林づくり推進課鳥獣対策・ジビエ振興室 | 森推鳥 | に改め、
森林づくり推進課全国植樹祭推進室 | 森推全 | 」

同表の2中

「 自治研修所 | 自 | を
東京事務所 | 東事 | 」

「 東京事務所 | 東事 | に、 」

「 木曾看護専門学校 | 木看 | を
精神保健福祉センター | 精保 |
上田食肉衛生検査所 | 上食 |
飯田食肉衛生検査所 | 飯食 | 」

「 精神保健福祉センター | 精保 | に、
上田食肉衛生検査所 | 上食 | 」

「 長野消費生活センター | 長消 | を
松本消費生活センター | 松消 |
飯田消費生活センター | 飯消 |
上田消費生活センター | 上消 | 」

「 北信消費生活センター | 北消 | に、
中信消費生活センター | 中消 |
南信消費生活センター | 南消 |
東信消費生活センター | 東消 | 」

「 千曲川流域下水道建設事務所 | 千流 | を 」

「 千曲川流域下水道事務所 | 千流 | に改める。
犀川安曇野下水道事務所 | 犀流 | 」

情報公開・法務課

長野県訓令第11号

本庁内部部局
現地機関

組織規則の規定に基づく係の設置に関する規程（平成20年長野県訓令第9号）の一部を次のように改正し、平成27年4月1日から施行します。

平成27年3月31日

長野県知事 阿部 守一

本則第2項中「、第14条の3第3項」を削り、「の規定」を「並びに附則第5条第2項の規定」に改める。

別表第1の企画振興部の項中「地域企画係」を「地域企画係 活力創出係」に改め、同表の県民文化部の項中

県民協働課	協働・NPO係 交通安全対策係
-------	-----------------

を

県民協働課	協働・NPO係
くらし安全・消費生活課	企画指導係 相談啓発係 交通安全対策係

に改め、同表の健康福祉部の項中「医療係」を「医療計画係」に、「県立病院機構係」を「県立病院・医療施設係」に改め、同表の産業労働部の項中「勤労者支援係」を「労働環境係」に改め、同表の林務部の項中「県営林係 全国植樹祭係」を「県営林係」に改める。

別表第2の県民文化部の項を削り、同表の林務部の項を次のように改める。

林務部	鳥獣対策・ジビエ振興室	鳥獣保護管理係 鳥獣被害対策係
	全国植樹祭推進室	総務企画係 招待接遇係 式典係 施設植樹係

別表第3の会計局の項中「出納決算係 財務システム係」を「決算・国費係 出納電算係」に改める。

別表第4の中央児童相談所松本児童相談所の項中

支援第一係 支援第二係 支援第三係（中央に限る。）

を

支援第一係 支援第二係 支援第三係 （松本にあっては、支援第一係及び支援第二係）

に改め、同表の千曲川流域下水道建設事務所の項を次のように改める。

千曲川流域下水道事務所	総務課	総務係
	整備課	管理計画係 設計係 工事係

行政改革課

長野県教育委員会訓令第4号

事務局
教育機関

長野県教育委員会公印規程（昭和43年長野県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正し、平成27年4月1日から施行します。

平成27年3月31日

長野県教育委員会

第4条、第6条並びに第8条第2項及び第3項中「教育総務課長」を「教育政策課長」に改める。

別表の長野県教育委員会印の項中「教育総務課長」を

「教育政策課長」に改め、同表の長野県教育委員会委員長印の

項及び長野県教育委員会委員長職務代理者印の項を削り、同表の長野県教育委員会教育長印の項、長野県教育委員会教育長職務代理者印の項及び長野県教育委員会事務局教育次長印の項中

「教育総務課長」を「教育政策課長」に改める。

教育総務課

長野県教育委員会訓令第5号

事務局
学校以外の教育機関

長野県教育委員会文書規程（昭和47年長野県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正し、平成27年4月1日から施行します。

平成27年3月31日

長野県教育委員会

第2条第3号中「(室を含む。)」を削り、同条第10号中「教育総務課」を「教育政策課」に改め、同条第11号中「教育総務課長」を「教育政策課長」に改める。

第8条第2項第1号中「第14条第1項」を「第15条第1項」に改める。

別表第3の1中「教育総務課 | 教総 |」を

「教育政策課 | 教政 |」に、

「教学指導課心の支援室 | 教指心 |」を

「心の支援課 | 教心 |」に改める。

教育総務課

長野県教育委員会訓令第6号

事務局
学校以外の教育機関

兼務に関する規程（昭和57年長野県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正し、平成27年4月1日から施行します。

平成27年3月31日

長野県教育委員会

本則の1の表中

教育総務課課長補佐 同 総務係長	教育総務課 職員相談員
義務教育課課長補佐 高校教育課課長補佐 特別支援教育課業務係長 教学指導課総務係長 文化財・生涯学習課総務係長 保健厚生課総務係長 スポーツ課管理係長	教育総務課 職員相談員

を

教育政策課課長補佐 同 総務係長	教育政策課 職員相談員
義務教育課課長補佐 高校教育課課長補佐 特別支援教育課業務係長 教学指導課学校企画係長 心の支援課人権支援係長 文化財・生涯学習課総務係長 保健厚生課総務係長 スポーツ課管理係長	教育政策課 職員相談員

に改め、同

表の3の項中「教育総務課」を「教育政策課」に改め、同

表の4の項中「教育総務課」を「教育政策課」に改め、同

表の5の項中「教育総務課
職員相談員」を「教育政策課
職員相談員」に改める。

本則の2の表中

保健厚生課	主任指導主事 指導主事
-------	-------------

を

心の支援課	主任指導主事 指導主事
保健厚生課	主任指導主事 指導主事

に改め、同表の備考の5を同備考の6とし、同備考の4を同備考の5とし、同備考の3の次に次のように加える。

4 心の支援課は、道徳教育に関する事務を行う者とする。

教育総務課

長野県教育委員会訓令第7号

事務局
学校以外の教育機関

長野県教育委員会事務局の係の名称及び分掌事務に関する規程（平成18年長野県教育委員会訓令第12号）の一部を次のように改正し、平成27年4月1日から施行します。

平成27年3月31日

長野県教育委員会

別表の教育総務課の項中「教育総務課」を

「教育政策課」に改め、同表の特別支援教育課の項中「第6条の2第2号」を「第7条第2号」に、「第6条の2第1号」を「第7条第1号」に改め、同表の教学指導課の項中「総務係」を「学校企画係」に、「第7条第1項第4号」を「第8条第4号」に、「及び第6号」を「から第7号まで」に、「第7条第1項第1号」を「第8条第1号」に改め、同表の心の支援室の項中

「心の支援室」を「心の支援課」に、「第7条第2項第1号及び第2号」を「第9条第1号から第3号まで」に、「第7条第2項第3号」を「第9条第4号」に改め、同表の文化財・生涯学習課の項中「第8条第12号」を「第10条第5号のうち図書館に関する事項並びに第12号」に、「第8条第1号」を「第10条第1号」に、「第5号（）」を「第5号（総務係及び）」に、「第8条第5号」を「第10条第5号」に改め、同表の保健厚生課の項中「第10条第6号」を「第11条第6号」に、「第10条第1号」を「第11条第1号」に、「第10条第2号」を「第11条第2号」に、「第10条第5号」を「第11条第5号」に改め、同表のスポーツ課の項中「第11条第4号」を「第12条第4号」に、「第11条第2号」を「第12条第2号」に、

「体育スポーツ振興係 規則第11条第1号及び第3号の事項」

を

「体育スポーツ振興係 規則第12条第1号及び第3号（国体係に属するものを除く。）の事項
国体係 規則第12条第3号のうち国体開催に関する事項」

に改める。

教育総務課

長野県教育委員会訓令第8号

県立高等学校

長野県立高等学校管理規則（昭和31年長野県教育委員会規則第3号）に定める職員の長野県立高等学校における兼務に関する規程を次のように定めます。

平成27年3月31日

長野県教育委員会

長野県立高等学校における兼務に関する規程

- 1 次の表の左欄に掲げる職を命ぜられた者は、当該職にある期間中、兼ねて同表の右欄に掲げる職を命ぜられたものとする。

	左欄	右欄
1	長野県飯山高等学校事務長	長野県飯山北高等学校事務長
2	長野県須坂園芸高等学校事務長	長野県須坂創成高等学校事務長

- 2 次の表の左欄に掲げる高等学校に勤務を命ぜられた事務職員及び技術職員（長野県飯山高等学校にあっては、校長が指定した者に限る。）は、当該命ぜられている期間中、同表の右欄に掲げる高等学校に兼務を命ぜられたものとする。

	左欄	右欄
1	長野県飯山高等学校	長野県飯山北高等学校
2	長野県須坂商業高等学校	長野県須坂創成高等学校
3	長野県須坂園芸高等学校	

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成27年4月1日から施行する。
(長野県飯山北高等学校の職員に係る兼務に関する規程の廃止)
- 2 長野県飯山北高等学校の職員に係る兼務に関する規程（平成26年長野県教育委員会訓令第2号）は、廃止する。

高校教育課

長野県教育委員会訓令第9号

事務局

現地機関

教育機関

職員の勤務成績評定に関する規程（昭和27年長野県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正し、平成27年4月1日から施行します。

平成27年3月31日

長野県教育委員会

第3条第2項中「様式第2号」の次に「から様式第2号の3まで」を加える。
様式第2号を次のように改める。

(様式第2号)(第3条関係)

教育次長用

年度業績評価シート

所属 職名 氏名

目標と目標達成のための取組		関係部局等との連携 主たる部局等に○	中間期(4月1日～9月30日)		期末期(10月1日～3月31日)	
			目標の達成状況、取組状況、成果、状況変化等	達成点	目標の達成状況、取組状況、成果、状況変化等	達成点
目標				自己		自己
具体的な取組				一次		一次
				二次		二次
参考指標						
目標				自己		自己
具体的な取組				一次		一次
				二次		二次
参考指標						
目標				自己		自己
具体的な取組				一次		一次
				二次		二次
参考指標						
目標				自己		自己
具体的な取組				一次		一次
				二次		二次
参考指標						
			評価者記載欄	一次		一次
			評価者記載欄	二次		二次
				総合評価		総合評価

様式第2号の次に次の様式を加える。

(様式第2号の2)(第3条関係)

所属長用

年度 期 業績評価シート

期首に記入	評価期間	始期		終期		職名		職員番号	
	所属					氏名			

1 所属課所の組織目標・心構え

組織目標	
心構え	

期末に記入

2 業務目標(2項目以上4項目以内)

番号	目標と目標達成のための取組(どのような方法で、どの水準まで、いつまでに)	ウエイト
1	目標	
	参考指標	
2	目標	
	参考指標	
3	目標	
	参考指標	
4	目標	
	参考指標	

※ウエイトは、5%単位で合計100%となるよう設定(半角数字)

1 目標に対する評価

自己評価		一次	二次
達成状況、達成に向けた取組状況、状況変化その他特筆すべき事項	達成点	達成点	達成点
参考指標			
参考指標			
参考指標			
参考指標			
※評点=達成点×ウエイト×4 (評点計は達成点の合計ではない)	評点計		

3 上司や組織に望むこと

Blank box for comments on superiors/organization.

2 上記以外で組織に貢献できたと考えられる事項

Blank box for additional contribution items.

【一次評価者記載欄(期首)】

職名	氏名

※下記の例を参考に加点(最大+5)

- ・緊急度、繁忙度、困難度等の高い業務で成果
- ・担当業務以外で組織上の成果の向上に貢献

本人確認 ㊟	総合評価	一次	二次
		加点	
		点数合計	

【評価者記載欄(期末)】

一 次		
	職名	氏名 ㊟

二 次		
	職名	氏名 ㊟

(様式第2号の3)(第3条関係)

所属長以外の職員用 年度 期 業 績 評 価 シ ー ト

期首に記入	評価期間	始期	終期	職名	職員番号
	所属	係等		氏名	

1 所属課所の組織目標・心構え

組織目標	
心構え	

期末に記入

2 業務目標(2項目以上4項目以内)

番号	業務内容及び達成目標(どのような方法で、どの水準まで、いつまでに)	ウエイト
1	業務内容	
2	業務内容	
3	業務内容	
4	業務内容	

※ウエイトは、5%単位で合計100%となるよう設定(半角数字)

1 目標に対する評価

自 己 評 価		一次	二次
達成状況、達成に向けた取組状況、状況変化その他特筆すべき事項	達成点	達成点	達成点
	評点計		

※評点=達成点×ウエイト×4 (評点計は達成点の合計ではない)

チャレンジ目標	業務内容	

達成状況、達成に向けた取組状況、状況変化その他特筆すべき事項	達成点	加点	加点

3 上司や組織に望むこと

※目標どおり達成できた場合、達成度欄に「○」、加点欄に「0.5」を記入

2 上記以外で組織に貢献できたと考えられる事項

【一次評価者記載欄(期首)】

業務内容		
職名		氏名

※下記の例を参考に加点(最大+5)

- ・緊急度、繁忙度、困難度等の高い業務で成果
- ・担当業務以外で組織上の成果の向上に貢献

本人確認	総合評価	一次	二次
㊟		加点	
		点数合計	

【評価者記載欄(期末)】

一	業務内容		二	業務内容	
次	職名		次	職名	
		氏名			氏名

教育総務課

長野県教育委員会教育長訓令第1号

事務局
教育機関

教育長の権限に属する事務処理規程（昭和47年長野県教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正し、平成27年4月1日から施行します。

平成27年3月31日

長野県教育委員会教育長
第3条中「第26条第3項」を「第25条第4項」に改める。

教育総務課